

令和2年4月1日

社会福祉法人周南市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備します。

< 対策 >

- 令和2年 4月～ 育児休業に関する規程の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項について周知・啓発の実施

目標2：所定外労働削減のためノー残業デー実施を徹底します。

< 対策 >

- 令和2年 4月～ 勤怠管理システムを導入し、所定外労働の状況把握を行う
- 令和2年 4月～ ノー残業デー実施の周知・徹底
- 令和4年 4月～ 所定外労働時間を集計し、勤務状態の見直しを図る

目標3：年次有給休暇の取得促進に努めます（1人当たり平均年間10日以上）。

< 対策 >

- 令和3年 4月～ 勤怠管理システムを導入し、年次有給休暇取得状況を把握する。
- 毎年 2月～ 年次有給休暇の取得状況について職員に周知し、取得状況によっては取得促進のための対策を検討する

社会福祉法人周南市社会福祉協議会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標	職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、年10日以上の子次有給休暇の取得及び各種休暇の周知を行う。
----	--

<実施時期・取組内容>

- 毎年度 各所属での年次有給休暇取得状況を把握し、職員の計画的な取得を促す。
- 令和5年4月～ 各種休暇制度に関する職員への説明。

3. 女性活躍に関する情報公表 (令和4年1月1日現在)

【労働者の一月当たりの平均残業時間】

※労働者全体の平均残業時間を公表します。

約5時間20分

女性活躍に関する情報公表（令和4年1月1日現在）

【労働者の一月当たりの平均残業時間】

※労働者全体の平均残業時間を公表します。

全体 約5時間20分